

## 古川沢自治公民館要望について（回答）

- 提出者：古川沢自治公民館
- 受付日：平成25年1月24日
- 回答日：平成25年2月4日

### 1. 市道、法面及び石積の補修について

#### ①法面の補修

##### 【回答】建設課（電話22-8169）

本地区には土砂災害特別警戒区域に指定された箇所があります。来年度より新しく創設される「単県小規模急傾斜地崩壊対策事業」を活用していただくか、応急の処置として、市道等補修用原材料支給及び建設機械貸与制度（限度額50万円）での対応をお願いいたします。

#### ②石積の補修

##### 【回答】環境課（電話22-8168）

当該墓地は、村落有（古川沢村）墓地が町村制施行の際に登記上、公有地（上北条村）となり、合併等により名義が倉吉市となった墓地であると考えられます。

このような墓地は、登記上、倉吉市となっていますが、従来から墓地の使用許可を含めた維持管理は、関係者（自治公民館、墓地管理委員会等あるいは個人）で行っておられます。

補修等につきましても関係者で対応していただいているところですので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、墓地内の参道を共同で整備・補修される場合には、原材料を支給しています。（支給率：当該工事に要する原材料の3分の2以内）

### 2. 側溝整備について

##### 【回答】建設課（電話22-8169）

側溝整備につきましては、同様の要望を他の地区からも多数いただいております。緊急性等を整理し予算状況を見ながら、年次的に整備していきます。

### 3. 危険家屋の解体撤去について

##### 【回答】景観まちづくり課（電話22-8175）

昨年実施致しました、倉吉市全域にわたる「空き家及び危険建物調査」の協力依頼により、貴公民館から危険家屋として報告のあった物件です。

現地調査は終了しており、危険度は認識しています。所有者の状況把握はできていますので、早速個別訪問をさせていただき、先方の意向調査等に入らせていただきたいと思います。今後、公民館との連絡調整も必要となりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

### 4. 交通安全対策について

##### 【回答】建設課（電話22-8169）

要望の箇所につきましては、地元と協議し対策を講じていきます。